



◆性フェロモン剤取り扱いについて《重要》

りんご、ももネクタリン、プルーン等は、性フェロモン剤設置を前提とした、防除

暦となっています。注文忘れに注意を！

1. 注文方法:年間予約(令和7年施肥・防除手引き 肥料・農薬の果実袋の予約注文書 果樹編)で注文。
※年間予約期限以降も、対応致しますので、JAファーム・資材店までご相談ください。
2. 配布方法・時期:その他農薬と一緒に配布。2~3月の配布。
3. 留意事項:設置時期、方法は、時期になりましたら、部会を通じて資料配布致します。

◆ご注文いただいた、果樹秋苗に関するお問い合わせについて

注文内容の問い合わせ等は、注文書を提出した、各JAファーム・資材センターへお願い致します。

◆「チェック！ながの県農業サポートメール」紹介についてについて

県では農業被害の未然防止と被害軽減を図るため、災害発生のある場合、農業者の皆さんに技術対策を直接お届けしています。現在、より迅速に、かつ確実に情報をお届けするため、民間の「メールマガジン」を活用した情報配信をしていますので、ご活用ください。

1. メールマガジン(株まぐまぐ)
 - 1) 配信時期: 災害の発生が予測される場合、その都度配信します。
 - 2) 利用料: 無料
 - 3) 受信: 携帯電話(スマートフォン、ガラケー)(パソコンでも大丈夫です)
2. 配信する情報
晩霜や台風の影響が予想されたり、大雪となりそうな時などに、事前対策などの情報をお知らせします。
3. 登録方法 【URL】 <http://www.mag2.com/m/0001627956.html> より
4. その他
 - 1) 災害関連情報以外にも、メルマガ会社からオフィシャルメルマガが複数届きますので、不要なメールの解除方法は別添をご覧ください。
 - 2) 迷惑メール対策を実施している場合は、受信できるよう設定をしてください。

◆農産物の盗難防止について

大切な農作物を盗難から守るため、「収穫したものは家に持ち帰る」「共選所などの荷受時間を厳守する」「不審者・不審車両を発見したら、直ちに最寄りの警察へ通報する」などの防犯対策の徹底をお願い致します。

また、贈答用の発送後に代金の支払いがされない、いわゆる「取り込み詐欺」と思われる事例が発生しています。取り引きの際に、新規の業者には相手の身分を確認する、前払いでの取り引きとするなど、「取り込み詐欺」に十分注意下さい。

◆農作物の残さは、適正に処理しましょう

長野県農政部農業技術課環境農業係よりのお知らせです。

農作物の残さ（稲わらや果樹の剪定枝等）は一般廃棄物であり、その処理については排出者である農業者が責任をもって適正に処理しなければなりません。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）では、廃棄物の焼却を原則禁止しています。

ただし、「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定める場合」（同法第16条の二第3号）であって、「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」（同法施行令第14条第4号）に限り例外としています。

農作物の残さを焼却することで発生する煙や臭い等が、周辺住民の方や観光客の方に不快感を与えている場合がありますので、有効活用できるものは堆肥、土壌改良資材又は敷わらなどに活用するなど、適正に処理して下さい。

農作物の残さの処理については、ご不明な点は各市町村へ確認をお願い致します。

なお、長野市では、果樹のせん定枝等を、まきストーブの燃料（まき）として活用することで、地球温暖化の原因となる、化石燃料に由来する二酸化炭素の排出を減らし、併せて農業残渣の有効活用を図る「果樹選定枝等まきストーブ活用推進事業」を実施しています。※チラシ配布済み。

また、やむを得ず焼却する場合は、最寄りの消防署へ「火災とまぎらわしい煙または火炎を発生おそれのある行為の届出書」を届け出て、適正な対応をして下さい。※届出は、最寄りの消防署又は長野市ホームページより。

◆初冬期の除草剤散布について

来春の雑草発生を遅らせる事により、除草の省力化をすると共に、凍霜害や野そ害の低減に役立つ。

1. 散布時期：12月上旬まで（収穫後）
2. 使用薬剤：10a当り散布量

対象雑草	使用薬剤	倍率の目安	水100ℓ 当り調合量	10a当り 散布量
越冬性雑草	草枯らしMIC 又は コンパカレール液剤	100倍	1,000ml	50～100ℓ

3. 留意事項

- ①上記の除草剤は、どちらもラウンドアップ系除草剤となっているので、年間使用回数は3回まで。
- ②ラウンドアップ系除草剤でのヒコバエ飛散による薬害（翌春に柳っ葉の発生）が散見されている。
使用する場合は、ヒコバエ（刈り取った傷口からも吸収する）や根等、作物に絶対に飛散しないよう注意する。
- ③量販店で販売されているラウンドアップ等（グリホサート系）の類似品（非農耕地用）は農耕地には使用できない。農耕地で使用した場合は、無登録農薬を使用した事となるため使用しない。

◆その他の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る事項について （農研機構育成の場合は、育成者から

育成者の方針によりますので、確認し対応下さい。

なお、長野県育成品種については、下記のホームページより確認できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogyoshiken/naiyo/chizai/hinshu.html>

◆農研機構育成の登録品種の自家用の

栽培向け増殖に係る許諾手続きについて

令和4年4月1日以降、許諾を得て登録品種の種苗を生産・販売している種苗業者、生産者団体等(以下「利用許諾権者」とします。)を通じて正当に入手した種苗から得た収穫物を自己の農業経営において更に種苗として利用する行為(農業者が登録品種の種芋、親株や苗木等から採ったツル苗や穂木等を種苗として利用することを含めて、以下「自家用の栽培向け増殖」とします。)は、育成者権者の許諾が必要となります。

農研機構が単独で育成した登録品種(出願中の品種を含みます。以下同じ)の自家用の栽培向け増殖に係る許諾の手続きは下記のホームページより。

なお、他者と共同で権利を有する登録品種(共有品種)及び農研機構が保有する特許権に関わる登録品種につきましては、対応が異なる場合がございますので、個別にご相談下さい。

この許諾は自家用の栽培向け増殖に係るものであり、増殖した種苗の他者への譲渡(有償・無償に関わらず)を許諾するものではありませんのでご注意ください。

<https://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html>

より、各個人でアクセスし、対応下さい。

なお、対象品種を下記に示しますが、随時更新されますので、ご注意ください。

りんご	JM台木・紅みのり・錦秋・ちなつ・さんたろう・もりのかがやき・こうたろう
桃	つきあかり・つきかがみ・ひめこなつ・なつおとめ・もちづき・さくひめ・ひめまるこ
ぶどう	シャインマスカット・クイーンニーナ・サニールージュ・オリエンタルスター グロースクローネ・サンヴェルデ・ダークリッジ・ハニービーナス
梨	あきづき・甘太・あきあかり・なるみ・はつまる・なつしずく・ほしあかり・王秋・凜夏
すもも	ハニービート
杏	おひさまコット・ニコニコット
栗	ぼろたん・ぼろすけ・秋峰・美玖里

◆令和7年度果樹経営支援対策事業(国庫事業)について

令和7年度事業は、確定しておりませんが、予定で申込受付を致します。

内容は、令和6年度事業を参考にしています。変更がある場合がありますのでご了承下さい。

全体内容の詳細は、申込書に記載されています。

1. 内容

1) 事業内容

①この事業は、果樹産地の生産基盤を強化するため、産地計画に位置付けられた担い手等を対象として、優良品目・品種への改植・新植等の取組を支援する事業で、産地に対して支援されるものです。

②補助金内容(主な品目) ※下記内容は、10a当りです)

品目・栽培区分	(下限本数)	改植	新植	未収益期間
りんご(普通栽培)	18	170,000円	150,000円	220,000円
りんご(朝日ロンバス方式)	33	330,000円	320,000円	
りんご(わい化栽培)	62	330,000円	320,000円	
りんご(新しいわい化栽培)	165	530,000円	520,000円	
りんご(超高密植栽培)	250	730,000円	710,000円	
ぶどう(普通栽培)	12	170,000円	150,000円	
もも(普通栽培)	18	170,000円	150,000円	
その他	品目により	同左	同左	

※注：あんずは、(苗木購入費 1/2+未収益期間) となります。

※注：りんご (朝日ロンバス方式) は、専用資材 (楡エルライン製品) の使用が必要です。

資材仕入にかなりの期間を要しますので (例年は1 1月注文、翌3月頃納品) 事業に間に合わない場合がありますので、ご注意ください。また、資材費が補助金を上回る場合があります。の資材のみが対象で、仕入れにはかなりの期間が必要になります。

※注：りんご半わい化栽培で、朝日ロンバス方式以外は、普通栽培に該当します。

※注：苗木は、基本購入苗 (正規の購入方法) のみとなります。

※注：苗木の植付は、申込年度秋又は次年度春が基本です。最終は、次年度秋です。

③補助金

- ・補助金は、基本、栽培品目、栽培区分、対象面積で算出されます。※ただし、杏は異なります。
- ・国予算の都合上、補助金交付は、申込年度の翌年度になる場合があります。

2) 要件 (抜粋)

①一か所地続きで2a以上。

②農業振興地域内の農用地域である事。(市街化区域・市街化調整区域は不可。)

- ・確認方法:長野市農林部農業政策課農政担当 Tel:026-224-5037
:eMAFF 農地ナビ <https://map.maff.go.jp/SelectPrefecture>

③産地計画に位置付けられる「担い手」であること。

今後果樹経営を継続する意思のあるもので

(a 認定農業者又は特定農業法人 b 本人又は後継者が70歳未満 c 経営主が果樹研究会会員で、abc いずれかに該当)かつ、果樹栽培面積30a以上。

④植付品種は、長野県果樹振興品種又は地域振興品種になっており、かつグリーン長野果樹産地構造改革協議会で指定されている品種になっている事。※7項に記載。

- ・改植の場合、同一品種の転換でない事。優良系統は、別途。

2. 申込方法

1) まずは、各地区の果樹技術員から申込書を受け取り、ご相談下さい。

2) 相談の上、必要事項を記入の上、提出下さい。

3) 申込期日：令和7年1 2月植付予定の方 1次 令和6年1 2月末頃まで
令和8年 3月植付予定の方 2次 令和6年4月末頃まで